

## 令和4年度における施設への指導監査について

- 老人福祉施設については、関係法令及び厚生労働省通知等を基本とし、毎年度、次の点に主眼を置いて指導監査を実施。
  - ・ 法人及び施設の運営管理体制の確立
  - ・ 不祥事未然防止対策の確立
  - ・ 適切な入所者処遇の確保
  - ・ 職員処遇の確保
  - ・ 経理事務の適正化
  
- 老人福祉法に定められた施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）については、実際に施設に赴いて行う運営指導監査を原則2年に1回実施。運営指導の対象とならなかった施設は書面による監査を実施。
  
- 介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院）については、書面を含め、概ね3年に1回の運営指導を実施。
  
- 令和4年度における高齢者施設に対する指導監査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、2年に1回の運営指導が困難となり、書面監査に切り替えた施設もあった。

	特 養	養 護	軽 費	老 健	計
平成28年度	6 1 (27)	1 9 ( 7)	3 7 (23)	8	1 2 5 ( 57)
平成29年度	6 1 (32)	1 9 (11)	3 7 (10)	1 7	1 3 4 ( 53)
平成30年度	6 1 (24)	1 9 ( 8)	3 7 (25)	2 6	1 4 3 ( 57)
令和元年度	6 1 (32)	1 9 (14)	3 7 (11)	2 6	1 4 3 ( 57)
令和2年度	6 1 (60)	1 9 (19)	3 7 (37)	0	1 1 7 (116)
令和3年度	6 1 (57)	1 9 (18)	3 7 (35)	3	1 2 0 (110)
令和4年度	6 1 (39)	1 9 (10)	3 7 (29)	4	1 2 1 ( 78)

※ ( ) 書きは、書面監査数（再掲）

## 令和5年度における施設への指導監査について

- 運営指導の際、令和6年度から義務化される事項が実施できていない施設が見受けられた。
  
- ◆ 感染症対策の強化
  - 委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、**訓練（シミュレーション）の実施が義務化**
  
- ◆ 業務継続に向けた取組の強化
  - **業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務化**
  
- ◆ 認知症介護基礎研修の受講の義務
  - **介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者について認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。**
  
- ◆ 高齢者虐待防止の推進
  - **虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める**ことが義務化
  
- ◆ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
  - 口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことが義務化。
    - ・ **歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う**こと
    - ・ 技術的助言及び指導に基づき、**入所者の口腔衛生の管理に係る計画を作成**し、必要に応じて計画を見直すこと（計画には、助言を行った歯科医師、歯科医師からの助言の要点、具体的方策、当該施設における実施目標、留意・特記事項を定める。）
  
- ◆ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
  - 栄養士又は**管理栄養士を1以上配置**することを義務化。
  - 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して**入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定**
  - 入所者ごとの**栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行う**とともに、**入所者の栄養状態を記録**。
  - 入所者ごとの**栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価**し、必要に応じて**計画の見直し**を行う。

